

始良市立地適正化計画 届出の手引き

目 次

1. 立地適正化計画とは	1
2. 届出制度について	2
3. 住宅に関する届出	4
4. 誘導施設に関する届出	6
5. 参考資料（様式）	10

令和8年3月

1. 立地適正化計画とは

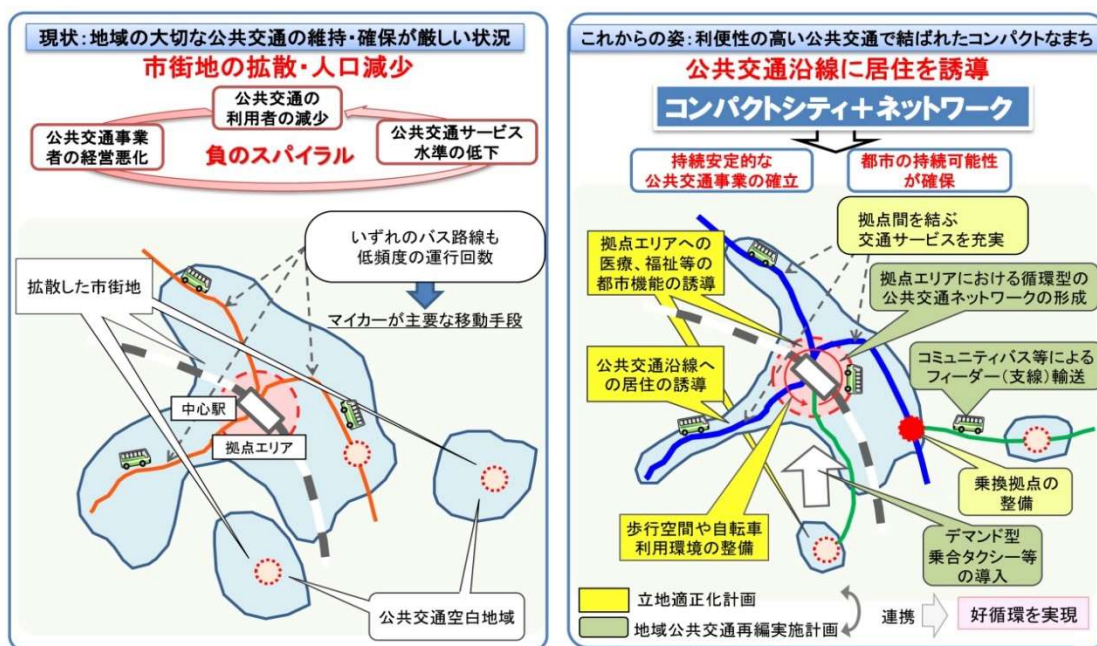
今後のまちづくりは、人口減少と少子高齢化の進展を背景として、高齢者や子育て世代が、安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、財政面及び経済面において持続可能な都市経営をしていくことが、大きな課題となっています。

こうした中、始良市においても、商業施設や医療・福祉施設、住居などがまとまって立地することで、高齢者をはじめとする住民が、これらの施設などに公共交通でアクセスできるなど、都市全体の構造を見直し、多極ネットワーク型のコンパクトシティの考えでまちづくりを進めていくことが重要と考えています。

このような背景を踏まえ、行政と住民、民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいくことを目的として、平成 31 年 3 月に**始良市立地適正化計画**を策定しました。

立地適正化計画では、対象区域を始良市都市計画区域とし、商業施設などやコミュニティが持続的に確保されるように居住の密度を高めていく「**居住誘導区域**」と、その居住誘導区域の中でも、特にまち全体として必要な都市機能の維持と新規立地を促す「**都市機能誘導区域**」を定めました。

今回、計画策定以降に設定された土砂災害警戒区域等を考慮し、居住誘導区域を見直しました。
なお、都市機能誘導区域については従前のとおりです。

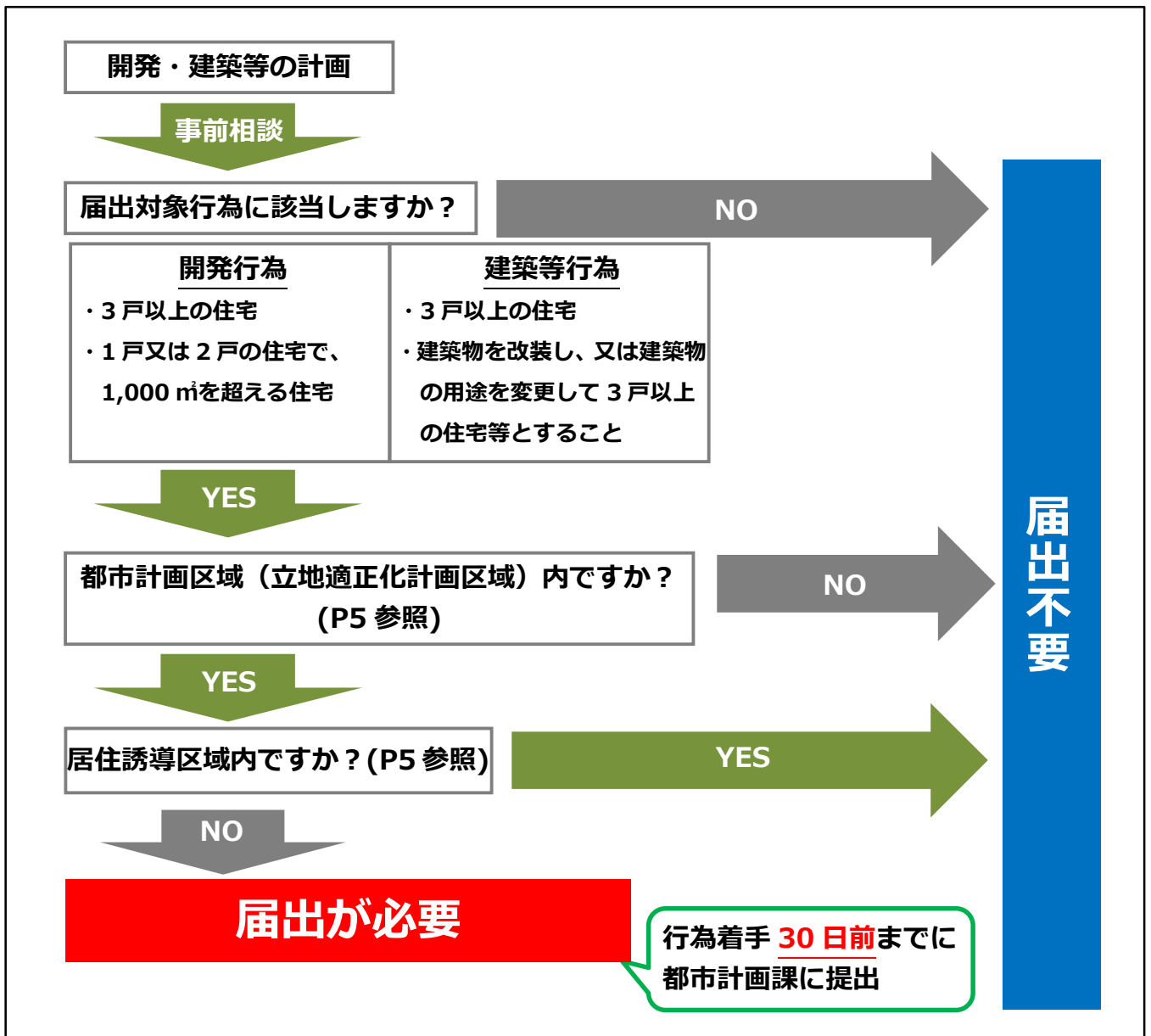


2. 届出制度について

都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」を策定し公表すると、立地適正化計画で設定した居住誘導区域、都市機能誘導区域の内外において、開発行為、建築等行為、休廃止の行為を行おうとする場合(詳細 P4 以降)には、原則として行為に着手する **30 日前**までに、行為の種類や場所などについて始良市長への届出が義務付けられます。

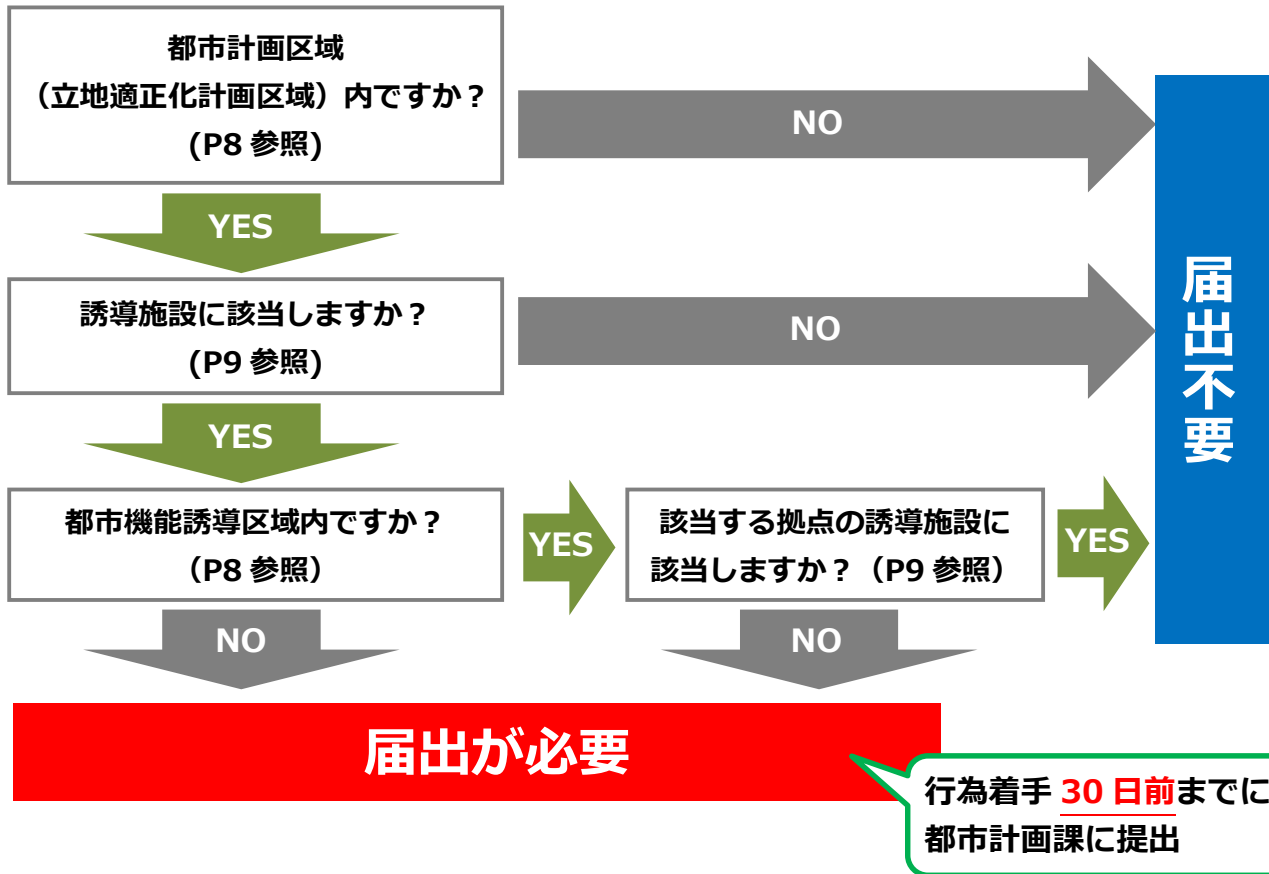
届出は、民間活動の動向を把握するための制度で、本制度は、宅地建物取引における重要事項説明の項目のひとつになります。

住宅の開発行為及び建築等行為を行う場合の届出までの流れ

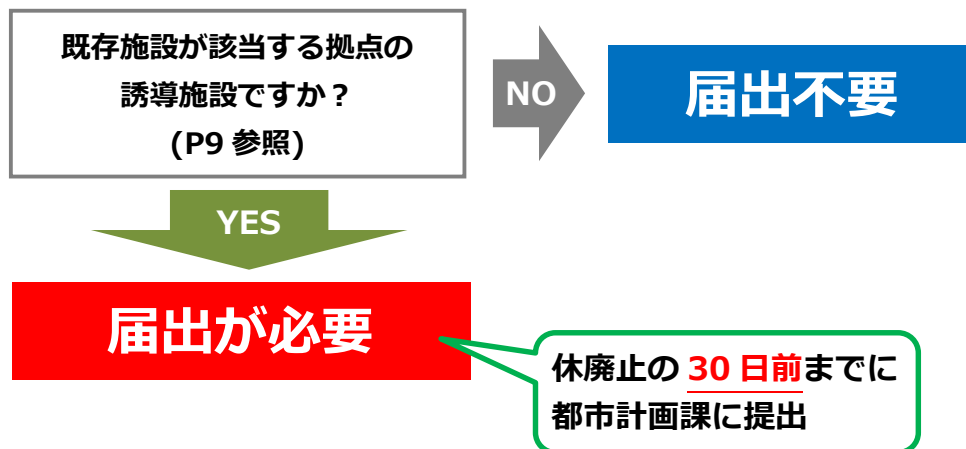


誘導施設の開発行為及び建築等行為、休廃止を行う場合の届出までの流れ

開発行為、建築等行為の場合




誘導施設の休廃止の場合



3. 住宅に関する届出

立地適正化計画では、居住の誘導を図る居住誘導区域を設定しています。都市計画区域内の居住誘導区域外で一定規模以上の開発行為や建築等行為を行う場合には届出が必要となります。

■ 居住誘導区域外における届出対象の行為

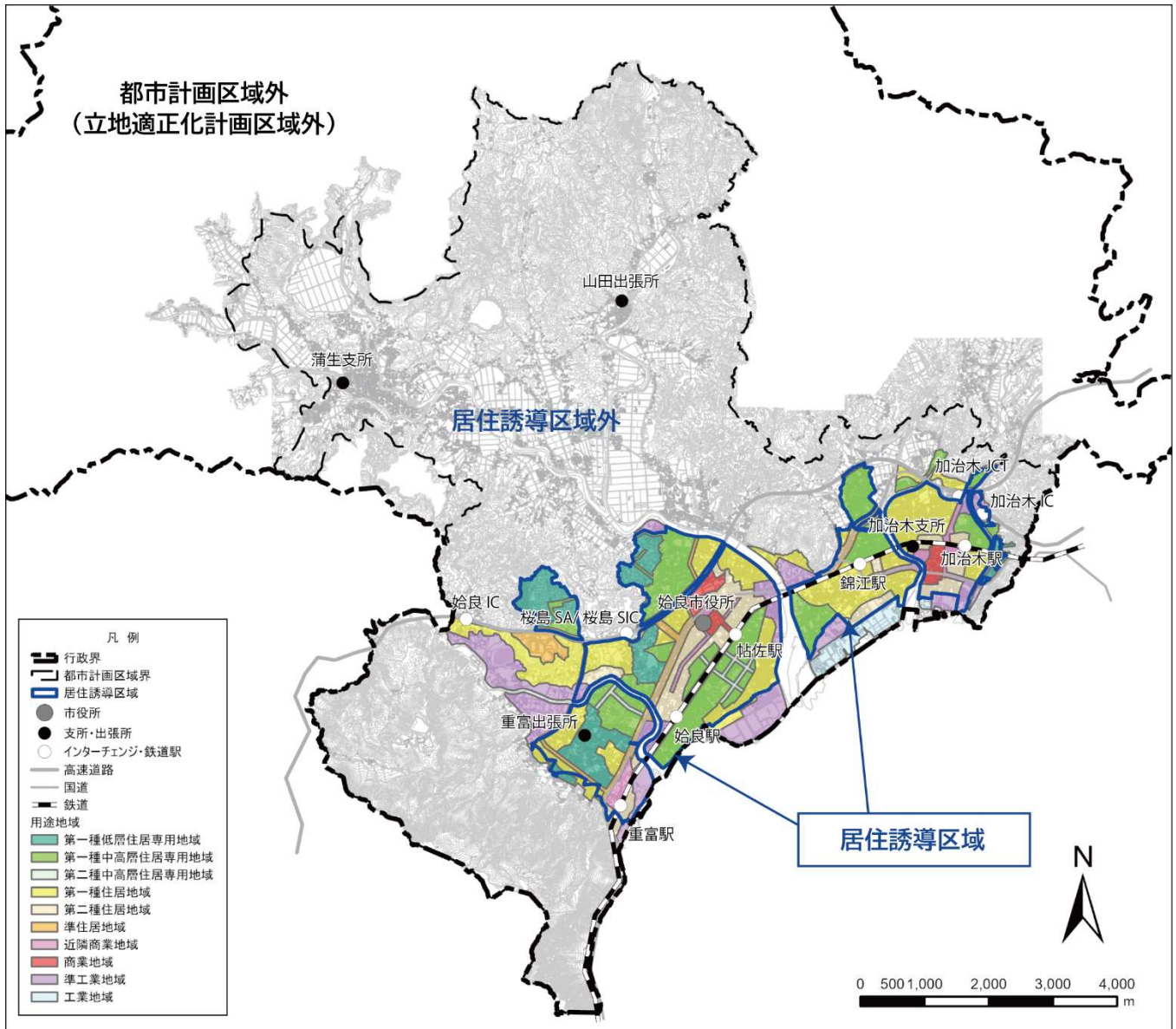
開発行為	建築等行為
<p>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上</p> <p>①の例示 3戸の開発行為  届</p> <p>②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為  届</p> <p>800㎡ 2戸の開発行為  不要</p>	<p>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改装し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①)とすること</p> <p>①の例示 3戸の建築行為  届</p> <p>1戸の建築行為  不要</p>

■ 届出に必要な書類

	開発行為	建築等行為
届出様式 (正副2部)	様式第10 (P12参照)	様式第11 (P14参照)
添付書類 (各1部)	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 (縮尺2,500分の1程度のもの) ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺1,000分の1以上) ・計画平面図 (縮尺1,000分の1以上) ・断面図 (縮尺100分の1以上) ・その他参考となるべき事項を記載した図書 	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 (縮尺2,500分の1程度のもの) ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面 (縮尺100分の1以上) ・2面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺50分の1以上) ・その他参考となるべき事項を記載した図書

※届出内容を変更する場合・・・様式第12(P16参照)、上記と同様の書類

■居住誘導区域 位置図



4. 誘導施設に関する届出

立地適正化計画では、都市の骨格となる拠点と都市機能を誘導する都市機能誘導区域、拠点毎に設定した誘導施設を設定しています。都市計画区域内の都市機能誘導区域内、都市機能誘導区域外で以下の条件に該当する都市機能の開発行為及び建築等行為、休廃止を行う場合は、届出が必要となります。

■都市機能誘導区域外における届出対象の行為

1) 各拠点に設定されている誘導施設に該当する場合

各拠点の誘導施設に該当する施設の開発行為若しくは、建築等行為を行う場合には、届出が必要となります。

開発行為

- ①誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

建築等行為

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改装し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

■都市機能誘導区域内における届出対象の行為

1) 建設予定地に該当する拠点の誘導施設に該当しないが、他の拠点の誘導施設に該当する場合

建設予定地に該当する拠点の誘導施設に該当していない場合でも、他の拠点の誘導施設に該当する施設の開発行為若しくは建築等行為を行う場合には、届出が必要となります。

開発行為

- ①誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

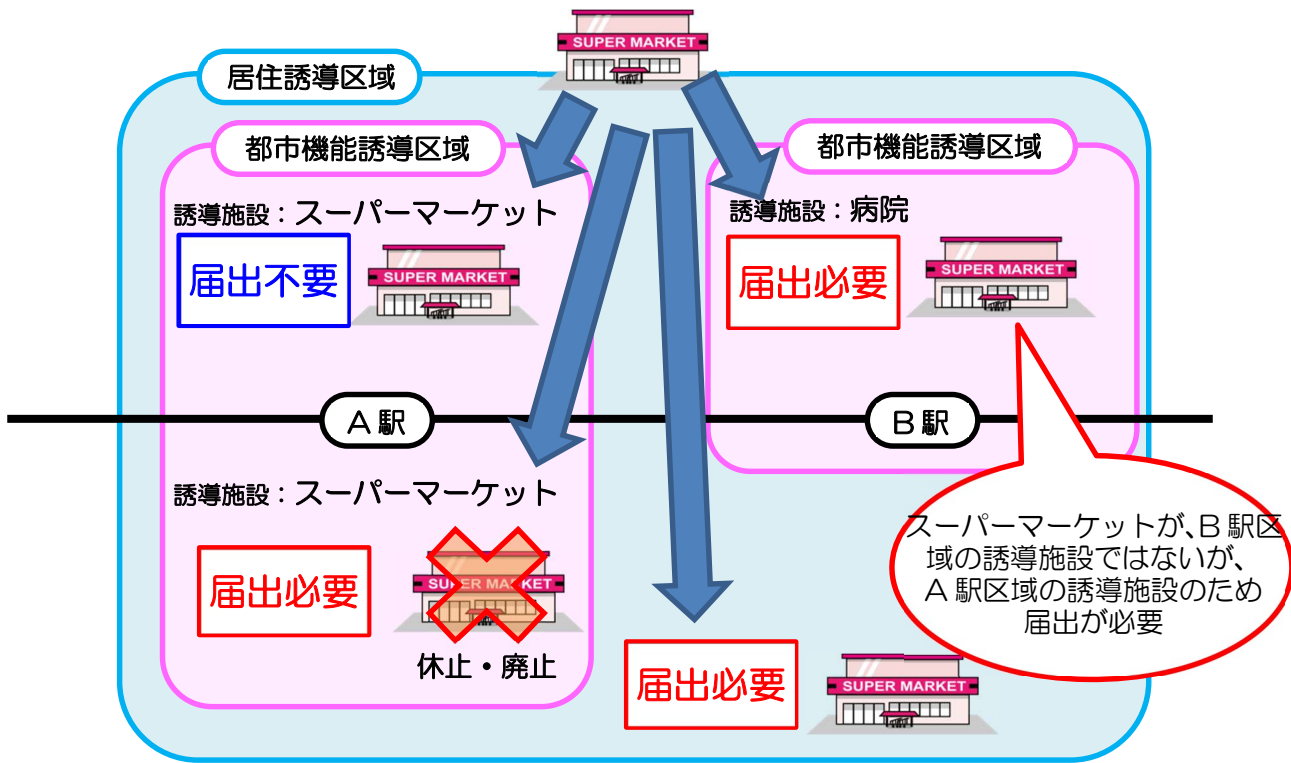
建築等行為

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改装し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

2) 拠点の誘導施設に該当する施設を休廃止する場合

休廃止をしようとする既存施設が、該当する拠点の誘導施設に設定されている場合は、届出が必要となります。

■都市機能誘導区域内における届出イメージ

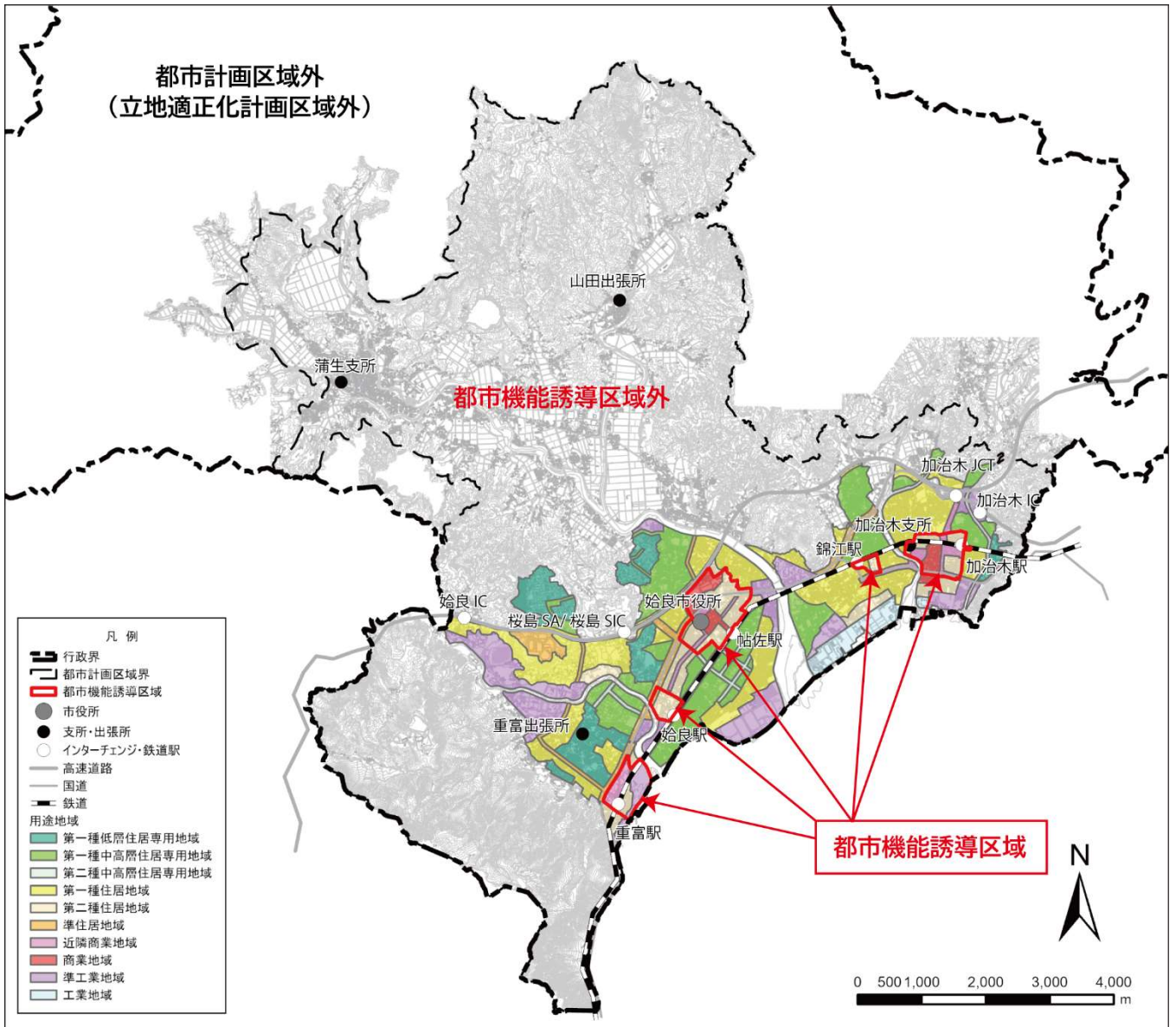


■届出に必要な書類

	開発行為	建築等行為	休廃止
届出様式 (正副 2 部)	様式第 18 (P19 参照)	様式第 19 (P21 参照)	様式第 21 (P25 参照)
添付書類 (各 1 部)	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 (縮尺 2,500 分の 1 程度のもの) ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1,000 分の 1 以上) ・計画平面図 (縮尺 1,000 分の 1 以上) ・断面図 (縮尺 100 分の 1 以上) ・その他参考となるべき事項を記載した図書(誘導施設に該当する根拠資料など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 (縮尺 2,500 分の 1 程度のもの) ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺 100 分の 1 以上) ・2 面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上) ・その他参考となるべき事項を記載した図書(誘導施設に該当する根拠資料など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 (縮尺 2,500 分の 1 程度のもの) ・現況写真

※届出内容を変更する場合・・・様式第 20(P23 参照)、上記と同様の書類

■都市機能誘導区域 位置図



■誘導施設について

始良市における届出の対象となる誘導施設は、商業機能、医療機能、介護・福祉機能、子育て機能、金融機能、行政機能、教育・文化機能の7つの機能を拠点毎に設定しています。

範囲	拠点		都市生活拠点				
	規模・種類	都市中心拠点 始良市役所 周辺 (帖佐駅)	地域中心拠点 加治木支所 周辺 (加治木駅)	錦江駅 周辺	始良駅 周辺	重富駅 周辺	
都市機能	商業機能※1 (3,000㎡を超える施設)	3,000㎡を超え10,000㎡以下	●	●	●	●	●
		10,000㎡以上を含む	●	●			●
	医療機能	病院(20床以上)※2	●	●	●	●	●
	介護・福祉機能	老人福祉センター※3		●		●	
		保健センター※4		●		●	
		地域包括支援センター※5	●	●			
		運動型健康増進施設※6	●	●	●	●	●
	子育て機能	子育て総合支援センター※7	●	●			
	金融機能	銀行・郵便局等※8	●	●	●	●	●
	行政機能	本庁舎※9	●				
		支所※10		●			
	教育・文化機能	図書館※11	●	●			
		社会体育施設※12	●	●	●	●	●
		公民館※13	●				●
博物館等※14		●					

●…維持も含めた施設 ●…誘導すべき施設

- ※1 生鮮三品(魚、肉、野菜)を取扱う店舗で、商業用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの
- ※2 医療法第1条の5第1項に規定する病院のうち、診療科目に内科・外科を有するもの
- ※3 老人福祉法第20条の7に規定するもの
- ※4 地域保健法第18条2項に規定するもの
- ※5 介護保険法第115条の46に規定するもの
- ※6 厚生労働省が運動型健康増進施設として認定される基準を満たしているもの
- ※7 児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業を実施する子育て支援センターのうち、市全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能を持った総合施設
- ※8 窓口のある預金取扱い金融機関及び簡易郵便局を除く郵便局
- ※9 地方自治法第4条第1項に規定する事務所
- ※10 始良市支所設置条例に規定する支所
- ※11 図書館法第2条第1項に規定する図書館(学校に付属する図書館又は図書室を除く)
- ※12 一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置する体育館、水泳プールなどのスポーツ施設(運動場を除く)
- ※13 社会教育法第20条第1項に規定する公民館
- ※14 博物館法第2条第1項に規定する博物館に相当する施設や地域の歴史・伝統に関わる文化施設

5. 参考資料（様式）

【住宅に関する様式】

様式第 10	12
様式第 11	14
様式第 12	16

【誘導施設に関する様式】

様式第 18	19
様式第 19	21
様式第 20	23
様式第 21	25

住宅に関する様式

様式第 10 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

始良市長 殿

届出者住所

氏名

印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	
	連絡先	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

○位置図（縮尺 2,500 分の 1 程度のもの）

○当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）

○計画平面図（縮尺 1/1,000 以上）、断面図（縮尺 1/100 以上）

○その他参考となるべき事項を記載した図書



開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

〇〇年〇〇月〇〇日（工事着手予定日の 30 日前まで） ←

始良市長 殿

届出者住所 始良市〇〇

氏名 〇〇建設株

代表 〇〇 〇〇



開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	始良市〇〇1000 番地 外〇筆
	2 開発区域の面積	1,500 平方メートル
	3 住宅等の用途	宅地分譲（〇区画）
	4 工事の着手予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日 ←
	5 工事の完了予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
	6 その他必要な事項	連絡先 〇〇設計株式 担当：〇〇 TEL

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

○位置図（縮尺 2,500 分の 1 程度のもの）

○当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）

○計画平面図（縮尺 1/1,000 以上）、断面図（縮尺 1/100 以上）

○その他参考となるべき事項を記載した図書

様式第 11（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 { 住宅等の新築 } { 建築物を改築して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。 { 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } 年 月 日 始良市長 殿 <div style="text-align: right;"> 届出者住所 氏名 印 </div>	
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をし ようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	土地の所在： 地目： 面積：
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅等 の用途	
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日： 年 月 日 行為の完了予定年月日： 年 月 日 連絡先：

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- 位置図（縮尺 2,500 分の 1 程度のもの）
- 敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
- 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- その他参考となるべき事項を記載した図書

様式第 11（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">住宅等の新築</div> <p> } } } 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 </p> <p style="text-align: right;">について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"> ○○年○○月○○日 （工事着手予定日の 30 日前まで） ← </p> <p>始良市長 殿</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 届出者住所 始良市○○ 氏名 ○○建設株 代表 ○○ ○○ </p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> ○○建設株 印 代表者の印 </div> </div>	
<p>1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積</p>	<p>土地の所在：始良市○○1000 番地 地目：宅地 面積：1,500 m²</p>
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途</p>	<p>共同住宅（10 戸）</p>
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>行為の着手予定年月日：○○年○○月○○日 ←</p> <p>行為の完了予定年月日：○○年○○月○○日</p> <p>連絡先：○○設計株式 担当：○○ TEL</p>

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- 位置図（縮尺 2,500 分の 1 程度のもの）
- 敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
- 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- その他参考となるべき事項を記載した図書

様式第 12（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

始良市長 殿

届出者住所

氏名

印

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

内 容	変 更 前	変 更 後

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（開発行為の場合の添付書類）

○当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）

○計画平面図（縮尺 1/1,000 以上）、断面図（縮尺 1/100 以上）

○その他参考となるべき事項を記載した図書

（建築等行為の場合の添付書類）

○敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）

○住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）

○その他参考となるべき事項を記載した図書

記入例

様式第 12（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

始良市長 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

（変更部分に係る工事着手日の 30 日前まで）

届出者住所 始良市〇〇

氏名 〇〇建設(株)

代表 〇〇 〇〇

〇〇建設(株)
印
代表者の印

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

2 変更の内容

内 容	変 更 前	変 更 後
宅地分譲区画数	5 区画	4 区画

3 変更部分に係る行為の着手予定日 〇〇年〇〇月〇〇日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 〇〇年〇〇月〇〇日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（開発行為の場合の添付書類）

○当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）

○計画平面図（縮尺 1/1,000 以上）、断面図（縮尺 1/100 以上）

○その他参考となるべき事項を記載した図書

（建築等行為の場合の添付書類）

○敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）

○住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）

○その他参考となるべき事項を記載した図書

誘導施設に関する様式

様式第 18 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

始良市長 殿

届出者住所

氏名

印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	(誘導施設以外の用途がある場合その用途と面積)
	連絡先	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

○位置図(縮尺 2,500 分の 1 程度のもの)

○当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺 1/1,000 以上)

○計画平面図(縮尺 1/1,000 以上)、断面図(縮尺 1/100 以上)

○その他参考となるべき事項を記載した図書(誘導施設に該当する根拠資料など)



開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

〇〇年〇〇月〇〇日（工事着手予定日の 30 日前まで） ←

始良市長 殿

届出者住所 始良市〇〇

氏名 〇〇建設(株)

代表 〇〇 〇〇



開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	始良市〇〇1000 番地 外〇筆
	2 開 発 区 域 の 面 積	1,500 平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	商業施設（商業施設床面積 3,500 m ² ）
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日 ←
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	（誘導施設以外の用途がある場合その用途と面積） 共同住宅 1,500 m ²
連絡先		〇〇設計株式会社 担当：〇〇 TEL

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

○位置図（縮尺 2,500 分の 1 程度のもの）

○当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）

○計画平面図（縮尺 1/1,000 以上）、断面図（縮尺 1/100 以上）

○その他参考となるべき事項を記載した図書（誘導施設に該当する根拠資料など）

様式第 19（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、 { 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 } について、下記により届け出ます。 年 月 日 始良市長 殿 届出者住所 氏名 印	
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	土地の所在： 地目： 面積：
2 新築しようとする建築物又は改築 若しくは用途の変更後の建築物 の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする 場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日： 年 月 日 行為の完了予定年月日： 年 月 日 誘導施設以外の用途がある場合その用途と面積 連絡先：

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- 位置図（縮尺 2,500 分の 1 程度のもの）
- 敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
- 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- その他参考となるべき事項を記載した図書（誘導施設に該当する根拠資料など）

記入例

様式第 19（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p>誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日（工事着手予定日の 30 日前まで） ←</p> <p>始良市長 殿</p> <p>届出者住所 始良市〇〇 氏名 〇〇建設(株) 代表 〇〇 〇〇</p> <p>〇〇建設(株) 印 代表者の印</p>	
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	土地の所在：始良市〇〇1000 番地 地目：宅地 面積：1,500 m ²
2 新築しようとする建築物又は改築 若しくは用途の変更後の建築物 の用途	商業施設（商業施設床面積 3,500 m ² ）
3 改築又は用途の変更をしようとする 場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日： 〇〇年〇〇月〇〇日 ← 行為の完了予定年月日： 〇〇年〇〇月〇〇日 誘導施設以外の用途がある場合その用途と面積 共同住宅 1,500 m ² 連絡先：〇〇設計株式 担当：〇〇 TEL

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- 位置図（縮尺 2,500 分の 1 程度のもの）
- 敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
- 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- その他参考となるべき事項を記載した図書（誘導施設に該当する根拠資料など）

様式第 20（都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

始良市長 殿

届出者住所

氏名

印

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

内 容	変 更 前	変 更 後

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（開発行為の場合の添付書類）

○当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）

○計画平面図（縮尺 1/1,000 以上）、断面図（縮尺 1/100 以上）

○その他参考となるべき事項を記載した図書

（建築等行為の場合の添付書類）

○敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）

○住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）

○その他参考となるべき事項を記載した図書

記入例

様式第 20（都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

始良市長 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

(変更部分に係る工事着手日の 30 日前まで)

届出者住所 始良市〇〇

氏名 〇〇建設(株)

代表 〇〇 〇〇

〇〇建設(株)
印
代表者の印

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

2 変更の内容

内 容	変 更 前	変 更 後
建物の配置位置	図面のとおり	図面のとおり

3 変更部分に係る行為の着手予定日 〇〇年〇〇月〇〇日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 〇〇年〇〇月〇〇日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（開発行為の場合の添付書類）

○当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）

○計画平面図（縮尺 1/1,000 以上）、断面図（縮尺 1/100 以上）

○その他参考となるべき事項を記載した図書

（建築等行為の場合の添付書類）

○敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）

○住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）

○その他参考となるべき事項を記載した図書

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

始良市長 殿

届出者住所

氏名

印

TEL

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称

用 途

所在地

2 休止（廃止）しようとする年月日 年 月 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間 年 月まで

4 休止（廃止）に伴う措置

(1)休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2)休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

注 3 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

（添付書類）位置図（縮尺 2,500 分の 1 程度のもの）、現況写真

記入例

様式第 21（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

誘導施設の休廃止届出書

(休廃止しようとする日の 30 日前まで)

〇〇年〇〇月〇〇日 ←

始良市長 殿

届出者住所 始良市〇〇

氏名 〇〇建設(株)

代表 〇〇 〇〇

TEL

〇〇建設(株)
印
代表者の印

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止 **（廃止）**）について、下記により届け出ます。

1 休止 **（廃止）** しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称 スーパー〇〇

用 途 商業施設

所在地 始良市〇〇1000 番地

2 休止 **（廃止）** しようとする年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 ←

3 休止しようとする場合にあっては、その期間 年 月まで

4 休止 **（廃止）** に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止 **（廃止）** 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
廃止後は解体して更地にする

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

注 3 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

(添付書類) 位置図 (縮尺 2,500 分の 1 程度のもの)、現況写真

【問合せ】

〒899-5492

始良市宮島町 25 番地

始良市役所建設部都市計画課

電話：0995-66-3407（直通）

Mail：toshi@city.aira.lg.jp

様式のダウンロードはこちら↓

<http://www.city.aira.lg.jp>

『立地適正化計画の届出』で検索